

岡谷市防災ガイド

避難所

※赤字は避難場所を兼ねる

今井区	神明小学校	22-2243	◆
	今井区公会所	22-2544	
	今井保育園	22-2935	◇
	神明保育園	22-4555	
間下区	間下区民センター	22-2644	
	市営岡谷球場	22-2893	
岡谷区	岡谷区公会所	22-2603	
	成田保育園	22-2464	◎
下浜区	下浜区民センター	22-6330	◎
	勤労会館	23-2201	◎
	岡谷市民総合体育館	22-8800	◎
	あやめ保育園	22-2680	
小尾口区	小尾口区公民館	22-2632	
上浜区	岡谷田中小学校	22-2425	◎
	上浜公民館	22-7703	
新屋敷区	新屋敷会館	22-0990	
小口区	小口区民センター	22-2774	
	小口保育園	22-2489	
小井川区	小井川小学校	22-2234	◎
	岡谷北部中学校	22-3203	
	小井川区民会館	22-2755	◎
	若草保育園	22-4038	
西堀区	西堀区公会所	22-5149	◎
	西堀保育園	22-7670	◎
小坂区	小坂公民館	23-9730	◇ ◎
花岡区	湊小学校	22-2728	◇ ◎
	岡谷南部中学校	22-3243	◎
	花岡区民センター	23-8290	◎
	みなと保育園	22-3566	◇ ◎
三沢区	湊公民館	22-2300	
	川岸小学校	22-2663	◆
	岡谷西部中学校	22-3461	◇
	三沢区コミュニティ施設	23-0663	◇
新倉区	つるみね保育園	22-2911	◇
	新倉区公会所	22-6328	◎
	川岸保育園	22-3829	◇
	夏明保育園	22-3861	◇
駒沢区	川岸公民館	23-2200	◎
	駒沢公民館	23-3965	◇
鮎沢区	鮎沢区公会所	22-8248	◇
	橋原区公会所	22-5669	◇ ◎
東堀区	長地小学校	27-8792	
	岡谷東部中学校	27-8644	◎
	柴宮館	27-8325	◎
	長地公民館	27-8080	
中屋区	中屋区公民館	28-6560	
	長地保育園	27-4194	
中村区	中村区民センター	28-5441	
横川区	上の原小学校	28-1187	◇
	横川公会堂	27-5325	
	横川保育園	28-1180	

◆土砂災害特別警戒区域内にある ◇土砂災害警戒区域内にある
◎浸水想定区域内にある

福祉避難所

洗心荘	28-6537	◇
白寿荘	28-8910	◎
ツクイ・サンシャイン岡谷	21-7270	
さわらび	21-1180	
岡谷和楽荘	22-4057	◇
グレイスフル岡谷	21-7321	
第2グレイスフル岡谷	89-1211	
ケアハウス高尾	22-2772	◇
おはな和が家	78-8481	◇
さわやか絹の郷信州おかや	24-8822	
松風	21-2200	◇

防災関係機関

岡谷市役所	23-4811
諏訪広域消防岡谷消防署	22-0119
岡谷警察署	23-0110
岡谷市民病院	23-8000
岡谷市湊公民館（湊支所）	22-2300
岡谷市川岸公民館（川岸支所）	23-2200
岡谷市長地公民館（長地支所）	27-8080

防災会議委員構成団体

国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所岡谷維持修繕出張所
陸上自衛隊第13普通科連隊第2中隊
諏訪地域振興局、諏訪保健福祉事務所
諏訪建設事務所、岡谷警察署
諏訪広域連合消防本部、岡谷市消防団
日本郵便株式会社岡谷郵便局
東日本電信電話株式会社長野支店
東日本旅客鉄道株式会社長野支社岡谷駅
アルピコ交通株式会社中南信支社
中部電力株式会社諏訪営業所
諏訪瓦斯株式会社岡谷下諏訪営業所
長野LP協会諏訪支部、岡谷市社会福祉協議会
岡谷市医師会、岡谷薬剤師会
岡谷市水道事業協同組合
岡谷建設事業協同組合、岡谷市赤十字奉仕団
岡谷交通安全協会、岡谷市衛生自治会連合会
岡谷市保健委員連合会、岡谷市区長会
岡谷市アマチュア無線クラブ、岡谷市防火協会

岡谷市緊急メールサービス **メール配信@おかや**
防災無線、気象、地震などの情報を携帯電話やパソコンに配信

登録方法 <携帯電話、スマートフォンから登録する場合>

方法①
カメラ機能付き携帯電話で右のQRコードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録をしてください。



方法②
下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録をください。

t-okaya@sg-m.jp

岡谷市防災・減災基本条例（前文）

平成18年7月19日に発生した豪雨災害は、一瞬にして尊い市民の命を奪い、建物の損壊、浸水などにより、市民の生命や財産に甚大な被害をもたらした。岡谷市にとって過去に経験したことのない未曾有の災害となりました。

この災害の経験から、私たちは、災害から市民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしを確保するために、災害に強いまちづくりの実現に向けて全方で取り組まなければならないとの決意を新たにするとともに、行政だけによる災害対応には限界があり、自らの身は自ら守る「自助」、向こう三軒両隣が自発的に助け合う「互助」、自分たちの地域は自分たちで守り地域のみんなでともに支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の考え方を基本とし、防災・減災に取り組むことの重要性を再認識いたしました。

この災害から10年目の大きな節目を契機に、災害の記憶を風化させることなく、災害の経験から得られた教訓及び知識を、地域や世代を越えて後世に伝えていくことが私たちの使命であると強く感じています。

市制施行80周年を迎えた岡谷市は、今後も、市民、事業者及び市がそれぞれの責務や役割を十分理解し、お互いが連携し、協力し合いながら、より高い防災・減災に対する意識の醸成を図ることにより、まちの熟度を高め、災害に強い安全で安心なまちづくりを目指してこの条例を制定します。

平成28年4月1日施行